



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月1日
第491号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

令和6年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集(市町振興課).....	1
令和6年度一般曹候補生の募集(市町振興課).....	2
生活保護法による医療担当機関の指定(健康福祉政策課).....	2
生活保護法による医療担当機関の廃止の届出(健康福祉政策課).....	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(医療福祉推進課).....	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課).....	3
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	3
漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための届出(水産課).....	3
道路区域の変更(道路保全課).....	4

○ 公 告

(仮称)三十三間山風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告(環境政策課).....	4
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課).....	6
令和6年二級建築士試験実施公告(建築課).....	12
令和6年木造建築士試験実施公告(建築課).....	14

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(湖東).....	15
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(湖北).....	16

○ 県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(中部).....	16
----------------------------	----

○ 労 働 委 員 会 告 示

滋賀県労働委員会あっせん員候補者の氏名等.....	16
---------------------------	----

告 示

滋賀県告示第58号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和6年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和6年3月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 募集種目 令和6年度採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和6年3月1日(金)から令和6年4月24日(水)まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 令和6年5月8日(水)および9日(木)のうち指定する1日
 - (2) 口述試験および身体検査 令和6年5月12日(日)および13日(月)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 受験者の任意の場所
 - (2) 口述試験および身体検査
 - ア 実施場所
 - (イ) 口述試験 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - (ロ) 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)

イ 集合場所 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)

滋賀県告示第59号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和6年度一般曹候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和6年3月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 募集種目 令和6年度採用一般曹候補生(男子・女子)
- 募集期間 令和6年3月1日(金)から令和6年5月7日(火)まで
- 試験期日
 - 第1次試験(筆記試験および適正検査) 令和6年5月17日(金)および18日(土)のうち指定する1日
 - 第2次試験(口述試験および身体検査) 令和6年6月16日(日)および17日(月)のうち指定する1日
- 試験場の位置および名称
 - 第1次試験(筆記試験および適正検査) 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - 第2次試験(口述試験および身体検査)
 - 口述試験 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)

滋賀県告示第60号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和6年3月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
キクヤ調剤薬局愛知川店	有限会社ハヤシデラ 代表取締役 瀬川安紀子	愛知郡愛荘町愛知川1535-4	令和6.1.1

滋賀県告示第61号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき医療扶助のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和6年3月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	廃止年月日
キクヤ調剤薬局愛知川店	有限会社ハヤシデラ 代表取締役 瀬川安紀子	愛知郡愛荘町愛知川1537番地	令和5.12.31

滋賀県告示第62号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年3月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
	守山市勝部四丁目3-20B		大阪府大阪市			

ケア21守山	u-B u-B u-SUN203 号	株式会社ケア21 代表取締役 依田雅	北区堂島二丁目2番2号	訪問介護	令和6.3.1	2570701215
--------	--------------------------	-----------------------	-------------	------	---------	------------

滋賀県告示第63号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年3月1日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
有限会社介護サービスうさぎ	守山市矢島町1349番地	有限会社介護サービスうさぎ 代表取締役 大角芳美	守山市矢島町1349番地	訪問介護	2570700423	令和6.2.29

滋賀県告示第64号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和6年3月1日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
放課後等デイサービスひまわり	長浜市酢964番地	特定非営利活動法人 英	長浜市酢964番地	放課後等デイサービス	令和6.3.1	2550300277

滋賀県告示第65号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和6年3月1日

滋賀県知事 三日月 大造

1 届出事項

発起人の住所および氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高島市新旭町藁園1136 葛田武博	滋賀県湖西加入区	湖西漁業協同組合
高島市新旭町針江5-150 石津文雄		
高島市新旭町饗庭2832-1 山川恒幸		

2 指定漁船調書の縦覧

縦覧期間	縦覧場所
令和6年3月1日から 令和6年3月15日まで	滋賀県農政水産部水産課

(湖西漁業協同組合においても、指定漁船調書を閲覧することができる。)

滋賀県告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年3月1日から令和6年3月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	中河内木之本線	長浜市余呉町菅並字東佐惣平361番1地先から	変更後	最小 7.7m } 最大 62.6m	420.0m	旧道区間の長浜市への移管(令和6.4.1)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
			変更前	最小 7.7m } 最大 62.6m	420.0m	
		長浜市余呉町菅並字東縄手619番1地先まで	最小 2.4m } 最大 23.8m	573.8m		

公 告

(仮称)三十三間山風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング 代表取締役 中渡瀬秀廣から送付のあった(仮称)三十三間山風力発電事業(以下「本事業」という。)に係る環境影響評価方法書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第1項および電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7第1項の規定に基づき、経済産業大臣に対して環境の保全の見地からの意見を令和6年2月28日に述べたので、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。)第38条第5項の規定により公告する。

令和6年3月1日

滋賀県知事 三日月 大造

本事業に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見への検討の経緯および内容については、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)以降の図書に適切に記載すること。

1 全般的事項

- 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民に対して積極的な情報提供や説明会を開催すること等により、事業内容および事業実施による環境への影響についての予測評価の手法・結果を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- 本事業は、滋賀県高島市と福井県三方上中郡若狭町の県境にある三十三間山の尾根部周辺の約626.95haを対象事業実施区域とし、最大出力103,700kWの陸上風力発電所を設置する計画であるが、風車の単機出力・基数に加え、その配置、改変区域の位置などが定まっていない。これらは、環境影響評価を適切に行う上で必要不可欠な情報であるため、準備書において具体的な内容を示すこと。
- 対象事業実施区域である三十三間山およびその付近一帯は、個体レベルでの保護が必要なイヌワシ・クマタカ

の生息の場であるほか、猛禽類や水禽類等の渡りを行う鳥類の移動経路上に位置しているものと考えられる。また、県内にごくわずかに現存するブナ林をはじめ多様な植生が広がり、これらを基盤として多様な野生動物種が生息・生育する自然環境の豊かな地域であると考えられる。加えて、三十三間山は、関西地域の名山のひとつとされ、多数の登山者が訪れており、人と自然との触れ合いの活動の場や景観資源として重要であると考えられる。

このような重要な地域であることは、計画段階環境配慮書の手続においても既に指摘したとおりであり、本事業が実施された場合、イヌワシやクマタカの風車への衝突(バードストライク)、渡り鳥の継続的な移動経路の阻害およびバードストライク、多様な野生動植物の生息・生育地の消失、人と自然との触れ合いの活動の場や景観資源の損失など、重大な環境への影響が懸念される。

また、対象事業実施区域を管轄する高島市長からは、自然環境や景観への影響に対する懸念があることから、本事業に賛成できない旨の意見が提出されている。

このため、準備書の作成に当たっては、次の「2 個別的事項」を踏まえ、現況把握のための調査を十分行った上で、環境への影響を適切に予測評価し、環境影響を回避または十分に低減できるよう、科学的根拠に基づいた実効性のある環境保全措置を検討すること。

その結果、あらゆる環境保全措置を講じてもおお、イヌワシ・クマタカのバードストライク等の重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合は、事業の取り止めを含めた事業計画の抜本的な見直しを検討すること。

2 個別的事項

- (1) 騒音・振動・低周波音 方法書では、国内で事例のない大型の風車の設置が検討されていることから、このような大型の風車を設置する場合には、海外での調査事例を収集するなど騒音特性等を十分に把握した上で、事業実施による影響を適切に予測評価すること。
- (2) 水質 方法書では、工事中の雨水排水は、各風車ヤードの横に設置される沈砂池に集水され排水される計画となっている。対象事業実施区域は山の尾根付近にあり、沈砂池ごとに集水域の面積や地形、さらには排水の放流先の環境が異なると考えられる。このため、各沈砂池の位置、容量、設置場所等の具体的な内容を示した上で排水系統ごとに水質への影響を予測評価すること。

また、工事後、舗装等により水の浸透性が低下し、降雨時の排水量が増加する可能性があることから、流量調整機能の必要性について検討すること。併せて、集水した排水の放流により、濁水の発生が想定される場合は、施設の稼働後における下流河川の水質や水生生物等への影響についても予測評価すること。

なお、工事中や施設稼働後における排水方法や水質等への影響を予測評価する際には、近年、局所的・集中的な降雨が全国各地で発生していることに十分留意すること。
- (3) 鳥類(クマタカ) 本県が条例第33条第1項の規定に基づき設置する滋賀県環境影響評価審査会に示された先行調査の結果では、対象事業実施区域およびその周辺で複数ペアの営巣が確認されており、事業実施によるバードストライク、繁殖の阻害、採餌環境の減少・喪失等の影響が懸念される。しかし、方法書に示された調査および予測評価の手法は、令和5年3月に環境省が設置する「陸上風力発電事業の環境影響評価におけるクマタカ・チュウヒの取扱いに関する検討会」が公表した「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方～調査・予測・評価の最適化について～」(以下「検討会の公表資料」という。)に基づいておらず、事業実施による影響を適切に予測評価できないものと考えられるため、その内容を十分に踏まえた手法に改めること。特に、方法書に示された調査の手法では、採食・採餌行動やテリトリー防衛行動等の重要な指標行動が十分に把握できない可能性があることから、クマタカの飛翔行動を十分に把握するための調査地点数、調査回数、一地点当たりの調査員数等について再検討を行う必要があることに十分留意すること。
- (4) 鳥類(イヌワシ) 対象事業実施区域の周辺では、かつてイヌワシの営巣が確認されており、現在も個体の目撃情報がある。また、対象事業実施区域およびその周辺は、令和3年8月に環境省が公表した「イヌワシ生息地拡大・改善に向けた全体目標」に示されたイヌワシの生息適地に含まれている。このため、イヌワシの生息状況を適切に把握できるよう必要十分な調査を行い、土地の改変に伴うイヌワシの誘引の可能性をはじめとする事業実施による影響を適切に予測評価すること。また、環境保全措置の検討に当たっては、バードストライク等の回避・低減の観点だけでなく、採餌環境の整備など生息場所としての再生の観点も含めた検討を行うこと。
- (5) 鳥類(渡り鳥等) 対象事業実施区域およびその周辺は、三方五湖から琵琶湖に飛来する水禽類のほか、渡りを行う猛禽類や小鳥等、多くの鳥類の主要な渡りのルート上にある可能性があり、バードストライク等が懸念される。このため、渡りの時期、個体数、種の把握、移動経路等渡りの状況を適切に把握できるよう必要十分な調査を行い、事業実施による影響を適切に予測評価すること。特に、渡りの季節には、晴天時だけでなく曇天時や雨天時にも渡りが確認され、天候によって飛翔高度が変わる可能性もあることから、渡りの状況を適切に把握するためには、様々な気象条件下での調査結果を取得する必要があることに十分留意すること。また、予測評価に

当たっては、年ごとや日ごとに渡りの移動経路や飛翔高度が変動する可能性があることに十分留意すること。

- (6) 動物(鳥類以外) 工事の実施により、カヤネズミ、ムササビ等の小型～中型の哺乳類のほか両生類、爬虫類等の生息環境が改変される。また、風車の稼働により、コウモリ類の風車への衝突(バットストライク)が発生する可能性があるなど、様々な動物への影響が懸念される。このため、動物の生息状況を適切に把握できるよう必要十分な調査を行い、事業実施による影響を適切に予測評価すること。特に、方法書で示された調査の手法では、哺乳類等の調査地点が尾根部に集中しており、対象事業実施区域での動物相を適切に把握できない可能性があるため、尾根部以外にも調査地点を設定するなど調査内容の拡充を検討する必要があることに十分留意すること。
- (7) 植物 方法書では、環境省の現存植生図をもとに各植物群落を代表する位置に植生調査地点が設定されているが、この植生図に記載のない位置にブナ林やアシウスギなど希少な植生が存在しているほか、パッチ状に様々な植生が分布していることが確認されている。このため、対象事業実施区域の現況の植生は、環境省の現存植生図と大きく異なっていることを十分踏まえた上で、現況の植生を適切に把握できるよう必要十分な調査を行い、事業実施による影響を適切に予測評価すること。なお、調査に当たっては、土地を改変する可能性のある区域およびその周辺を中心に対象事業実施区域内の植生を把握する必要があることに十分留意すること。特に、植物相の調査では、主要な群落を網羅するだけでなく、ブナやカエデなど対象事業実施区域において重要と考えられる植物群落の位置等についても確認するとともに、一定の大きさ以上の大径木の位置を網羅できるよう踏査ルートを設定すること。また、植物相および植生の調査では、追加の事前調査を十分に行う等、調査の時期や回数、コードラートの位置、地点数、大きさ等を適切に設定すること。
- (8) 生態系 方法書に示されたクマタカを上位性の注目種とした生態系への影響の調査および予測評価の手法では、ノウサギ、ヤマドリ等を餌生物と想定し、その生息量から事業実施による採餌環境への影響を予測評価することとされているが、(3)で示した検討会の公表資料にも示されているとおり、クマタカは捕食できるあらゆる中小動物を餌資源として利用するため、特定の餌生物に着目した調査手法だけでは採餌環境への影響を適切に予測評価できないものと考えられる。このため、検討会の公表資料の内容を十分踏まえた調査および予測評価の手法に改めること。
- (9) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場 眺望景観の予測評価に当たっては、垂直視野角による風車の視認の程度だけでなく、視認できる風車の部位やその基数に応じた面的な広がりをつまえられるフォトモンタージュを作成すること。その際、風車はブレードが回転することにより動的誘目性を有することから、アニメーション動画等を作成することについても検討すること。
- 対象事業実施区域の周辺には集落が存在しており、日常生活における眺望景観への影響が想定されることから、こうした眺望点での予測評価に当たっては、好天日の日中だけでなく、朝夕にも現地調査を行った上でフォトモンタージュをそれぞれ作成すること。また、様々な季節や時間帯における眺望景観の変化についても言及すること。
- 事業実施区域およびその周辺には複数の登山道があり、人と自然との触れ合いの活動の場としても重要であることから、事業実施区域およびその周辺にある登山道の利用状況を定量的に把握した上で、必要に応じて登山者からの視点での影響を予測評価すること。
- 眺望景観の予測評価や環境保全措置の検討に当たっては、高島市景観計画の定める景観形成方針を十分踏まえること。
- (10) 文化財 本事業は、環境影響評価法に基づく対象事業であり、条例に基づく対象事業には該当しないが、条例では文化財および伝承文化を環境要素としていることから、計画段階環境配慮書の手続における意見を受け、調査および予測評価の対象とされている。対象事業実施区域そのものが歴史や伝承を持つ地域であり、未確認の石碑や遺物等が発見される可能性があるため、現地踏査等の際、これらの痕跡が確認された場合は、関係行政機関に報告・相談するとともに、必要に応じて予測評価の対象とすること。
- 3 その他 対象事業実施区域を管轄する高島市長から提出された環境の保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意すること。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和6年3月1日

滋賀県知事 三日月 大造

第1 大規模小売店舗の名称および所在地 コストコホールセール東近江倉庫店 東近江市中小路町字ヤケヤ158番1ほか

第2 意見の概要

1 地域住民からの意見

- (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。)に基づいた出店計画ではあるが、大店立地法の成立は平成10年であり、制定されてから25年が経過している。大店立地法の交通関係の指針では、車両による来店者割合は60%であり、自家用車での来店が主流となる現在の交通環境と甚だしく乖離している。東近江倉庫店の周辺には公共交通機関がほとんどなく、大容量の商品を購入するために来店する客のほとんどが自家用車による来店である。来店予測の範囲は、大店立地法による20km圏内を想定して算出されている。しかし、コストコホールセールジャパン株式会社(以下「コストコ」という。)は、商品の希少性を打ち出し、また、京都八幡倉庫店関係者は、「滋賀県に開店すれば渋滞が緩和する」と住民側に説明していることから、利用客がより広範囲から来店することが伺える。大店立地法による交通量予測そのものが、成立から25年の歳月を経た現在、このような業態の大規模小売店にはそぐわないと言わざるを得ない。今回、県の事前協議の意見を受けて、来店予測範囲は30kmとし、高速道路からの来店車両割合は10%から24%に変更しているが、交差点処理、駐車場台数の算定等は、従来どおり大店立地法の指針数値から算出されており、届出の内容にもほとんど変化はない。
- (2) 本申請では縦覧場所が県庁および東近江市の担当課のみで、インターネットの掲載もなく、しかも資料のコピーは自費である。仕事を休まなければ閲覧に行くことができない。国では、マイナンバー、税金の申告等でデジタル化が進んでいるのに、このような情報の公開しか認めない大店立地法は、交通予測をはじめ全てが粗末で時代遅れであり、住民からのアクセスに大変な労力を要する。
- (3) 設置者は、県の事前協議の意見を受けて、来店予測範囲を20kmから30kmとし、高速道路からの来店車両割合は10%から24%に変更している。しかし、高速道路からの客が10%でも24%でも全体客数は同じであり、この設置者の見解はあまりにも不自然で実態無視である。これも、大店立地法指針の計算式による結果とすれば、あまりにも机上の論理で、答ありきであり、これでは交通渋滞を防げないのではないか。
- (4) 設置者は、大店立地法指針の計算式に基づき渋滞はしないとしているが、コストコのような県外を含む広範囲からの客層をターゲットにする大型店には、この計算式は当てはまらないのではないか。JR駅前の立地とJR駅前から遠く離れた立地とで、同じ計算式では実態に合わない。さらに、近江鉄道とJR駅では乗客数が全く異なる。大店立地法指針の計算式は、今の時代に合わないのではないか。実態に合わせた審議を求める。
- (5) コストコがまだ出店していない北陸方面等からも来店があることも想定されるが、駐車場台数が20kmの想定で決定しているため、このままでは駐車場から溢れた車両で渋滞が起きることは間違いないと考える。高速道路近くに開店するコストコの営業スタイルは、遠距離からの利用を前提としているが、来店予測(高速来店は全体の24%)は全く実態を反映していない。大店立地法の交通予測がコストコのような業態の大規模小売店にそぐわないといえるが、これは法律自体が現状に追いついていないためである。そのことを考慮しても、今回の意見公募の意見を踏まえ、県から設置者に対し、生活環境への影響を最小限に抑えるために意見を出してもらいたい。
- (6) 京都八幡倉庫店では、渋滞問題の解消に向けて活動している団体に「近畿であと2店開店する予定で、そうなれば渋滞は少し緩和する」と説明したそうだが、このことは、同店舗に行っている県内からの来店客が東近江倉庫店に来店するということを意味する。現にこの地域に住んでいる人も、岐阜羽鳥島倉庫店や京都八幡倉庫店に行っている。この来店予測および交差点の処理予測も駐車場台数も全くあてにならない。
- (7) 設置者の行った交通量調査はたった2日であり、信号のない狭隘な交差点では実施していない。全国道路街路情勢調査では、東近江倉庫店周辺に観測点がないため、交通量のデータがない。設置者および東近江市が、開店前から継続的に周辺の交通量および渋滞状況を自主的に調査していくべきである。
- (8) 周辺地域のコストコ会員数、来店客の予想数値、平均滞在時間、来店ピーク時間およびその継続時間等の肝心な情報は公開されない。また、住民説明会でも、説明内容が変遷し、駐車場内滞留台数の予測、満車時の車両の誘導および出入口での交通整理についての具体的な説明がない。周辺環境への影響や住民の不安に対して誠実な説明を尽くしてもらいたい。住民説明会においては、来店客についてのデータも公開されず、住民側は写真撮影や録音録画もできないため、交通量の予測が適正であるかを検証することが困難である。また、その資料は、縦覧資料の内容を勝手に変更しており、意見公募の提出先の記載もない。誠実な対応をしているとはとても言えない。
- (9) 設置者は民間企業であり、顧客、マーケティング等の情報を公開することがない。来店数の予測、滞在時間等の質問への明確な答えがなく、回答があったとしても正しい保証もない。
- (10) 今回の意見公募は、事前協議と比べて、縦覧場所が県および東近江市に限られ、インターネットで見られることも

- できないなど大変不利である。
- (11) 東近江倉庫店の工事現場の横の道は、普段から利用する道であり、もし渋滞になれば時間がかかって大変だと思う。しかし、渋滞への心配の声に対して、東近江市の対応は、十分でなく、設置者に対応を任せており、住民説明会でも、渋滞はしない前提の説明で納得がいかない。本当に何の問題も起きないのか疑問である。
 - (12) 住民説明会での渋滞に関する説明は、事前届出から本申請の説明会へと進む度に内容が変遷し、当初の渋滞しないとの発言が、渋滞はあるが住民生活に影響があるものではないとなった。県に提出された説明会実施状況報告書では、質疑について記載されているのみで、設置者の説明についての記載はない。参加者が写真撮影や録画録音もできないため、検証および確認ができない。説明資料も縦覧資料とは違う資料に加工し、都合のいい情報しか載せていない。
 - (13) 国道421号は、通勤通学により、朝と夕方は非常に混雑している。また、公共交通機関が発達しているとは言い難く、人々の移動は、車両が主体である。渋滞に関して、詳細なエリアおよび広域なエリアの2つの観点から評価すべきである。渋滞緩和対策をお願いしたい。
 - (14) 周辺地域の道路は、狭隘でボトルネックになる地点が多い。地域の人口が少ないため、他店舗のような渋滞は発生しないと説明されたが、人口規模が小さいからこそこのような道路環境で生活できている。他地域からの多数の車両の来店は、生活道路への侵入、交通事故の増加および渋滞による住民の移動時間の増加(通園、通学、通勤、通院および介護施設への送迎等)に影響する。愛知川左岸道路等周辺市道および県道の改良などの対策を行うべきである。
 - (15) 渋滞が緊急車両の通行ならびに近隣の住宅および店舗に影響を与えるため、渋滞対策に配慮してもらいたい。
 - (16) 一旦渋滞が発生すれば、設置者は来店車両をコントロールすることができず、近隣住民は移動の自由を奪われる。国道421号には東近江総合医療センターがあるが、緊急車両および通院する人は通行できるのか。設置者側は「オープンから3週間は渋滞する」と言うがその3週間の通院はどうするのか。路線バスおよびコミュニティバスしか利用できない住民はどうしたらよいのか。
 - (17) 東近江倉庫店周辺は、狭い生活道路ばかりで、渋滞に巻き込まれることが心配である。
 - (18) 道路の拡幅が行われている箇所以外の周辺道路は狭いままであり、設置者の努力はよく分かるが、来店者が増えるほど道路の交通量も増え事故や渋滞の可能性が増す。特に国道307号から県道五個荘八日市線を通る経路は、東近江倉庫店への最短の道であり、カーナビに案内され多くの車両が通ると思う。同線は、ボトルネックになっているところが少なくとも5箇所あり、すれ違いができないほど狭く見通しも悪い。事故等が多発しているが、遠方の人には知らないため、事故の起こる確率は増えると思う。このような道路インフラの改善を、管轄する行政に働きかけてもらいたい。
 - (19) 東近江倉庫店に接する4つの道路のうち、3路線は軽自動車の交差すら大変困難な狭隘な道路である。このような条件下で出店しているコストコの店舗は、全国で他にあるのか、またそこでは渋滞は起こっていないのかを審議してもらいたい。
 - (20) 開店してからの県道等の構造的な変更は大変であり、またその間の周辺地域住民の生活環境は侵害されることになる。審議会において、書類上の整合性だけでなく、実態との整合性および周辺住民の生活環境の保持の立場から実態に合った交通渋滞対策を行うよう、設置者に意見を付すことを強く望む。
 - (21) 妙法寺町、中小路町、五智町および林田町の周辺住民は、土曜日、日曜日および祝日の年間3分の1程度を渋滞の中で生活することを強いられるため、県と市の道路行政担当者が連携して、渋滞問題対策にあたってもらいたい。
 - (22) 住民説明会が進むほど、地域生活に大きな影響が出ると感じざるを得ない。栃木県の壬生倉庫店のオープンでは、開店前から発生した渋滞で完全に交通が麻痺した。京都八幡倉庫店では、10年間も渋滞が放置され、住民が自分たちで渋滞の調査をし、同店舗や行政に自分たちでデータを出して、解消に向けた運動しなければならない状態である。どちらの店舗も「渋滞は起きない」という住民説明および審議会の審議を経て開店しているにも関わらず、渋滞は発生している。
 - (23) 意見公募で出る意見のほとんどが「今までと違う生活不安」からのものだと思う。道路は「生活」そのものであり、通勤、通学、通院、買い物および用事はもちろん、死活問題となる事業所および介護関係への影響ならびに保育所等の送迎への影響も心配する。渋滞による支障がないよう、開店までに対策を講じてもらいたい。
 - (24) 設置者や行政は、交通量調査の結果渋滞しないため対策をしないとやっている。東近江市市長は、記者会見で、予想をはるかに上回る影響が起きたら、市民生活に影響しないように最大限の努力をすると約束しており、設置者による住民説明会でも、恒常的な渋滞であれば対応を考えると答えている。東近江市市長やコストコの説明は抽象的で、どのような状況になればどのような対策を講じるのか全く分からない。一度開店してしまえば、ハード

面での対策は難しいと考える。開店までに、予想される困難点は取り除かなければ、住民は納得ができない。今後も様々な大型店の進出が水面下で進められていると聞くため、今渋滞対策をしなければ今後もっと困難になる。県や審議会の対応をお願いする。

- (25) 来店予測を上回る来店車両が見込まれるため、入庫待ちの渋滞(インターまで続く道路での滞留)が想定される。店舗上部または敷地内に立体駐車場を作る、総台数903台とは別に従業員用駐車場を確保し903台全てを来店客用に充てる、周辺に別途駐車場を確保する等、駐車場の増設を要望する。
- (26) 右折入庫となる出入口には信号が設置されておらず、右折溜まりの滞留長は55mが2箇所のみであり、併せても適正とは思えない。ここでは渋滞が予測され、インターまで渋滞が続く可能性がある。また、左車線車両との事故の危険が常にある。出入口での交通整理が必要である。
- (27) 設置者は、来店客の入口を県道湖東八日市線の「2つの入口」としているが、有効に機能しているのか、また、同じ条件下で同じ方式を採用しているコストコの店舗が他にあるのか、審議してもらいたい。インター前交差点からの客は1車線で進むため、1番目の進入路に来た時に、初めて2番目の入口の混雑状況が確認できることになる。1つよりは2つの入口の方が良いと思うが、十分な効果があるかが疑問である。
- (28) 既に八日市インター近くに総合スーパーが出店を予定し、また、東近江倉庫店出店予定地の反対側の農地に大型ホームセンターが出店を計画しているとのことである。この地域の開発は加速度的に進むことが想定される。現在、店舗へ入るための右折レーンが短すぎることもあり、将来を見据えて、交通に対する負荷を少なくするインフラ整備および対策の立案が求められる。出入口の渋滞対策として、ピエリ守山、イオンモール草津のような高架橋、アンダーパス等を設置することを要望する。
- (29) インターから東近江倉庫店に入店するためには、県道湖東八日市線を右折して入店するが、信号がなく、ドライバーの判断によらなければならない。事故も起きやすく、誘導員も必要になる。ここに高架橋、アンダーパス等を設置し、車線を横断せずに入店できるような対策を要望する。
- (30) 2箇所の右折溜まりでは渋滞を防ぐことができず、交通誘導員の誘導も法的に困難と思われるため、オーバーまたはアンダーのパス建設を求め続ける。
- (31) 出店予定地の県道反対側の農地に大型ホームセンターが出店を計画しており、既に地権者に対する住民説明会が開催されている。担い手の高齢化により、営農の継続が困難で、地元では売却が決定したという声もある。今後も周辺地域に大規模商業施設の出店があることも想定され、この地域の物流および交通環境が大きく変化する可能性がある。そのため、今回の出店に伴う渋滞対策が、今後の快適な生活環境の維持に非常に重要となる。交通誘導計画ではなく、アンダーパスおよび高架橋のようなインフラ整備をするべきである。審議会においても、将来のことは見据えて、長期的な視野で審議してもらうことを切望する。
- (32) 設置者には、来店車両の運行をコントロールする権限はなく、このまま開店すれば、周囲の道路に大きな混乱が生じる。誘導計画だけでなく、インフラで地域の生活環境を守るような対策がますます求められている。
- (33) インターの出入口が1レーンであるため、国道421号の渋滞に巻き込まれる心配がある。料金ゲートの増設、国道421号との交差点改良の実施、国道421号(永源寺方面)からインターへ進入する左折車線およびインターから国道421号(八日市駅方面)へ出る左折車線の設置等を要望する。
- (34) インターは、近年、観光、トラック輸送および通勤等で度々渋滞している。東近江倉庫店の開店により、インターからの来店車両が増えた場合渋滞が想定される。東近江倉庫店に関係のない車両が、渋滞で迷惑を被らないよう、インターのブース量増加および道路のハード面の対策(3車線化、左折専用等)を取ってもらいたい。また、東近江市にこれを提言してもらいたい。
- (35) 市道中小路川原線の中小路町側の交差点は、道が狭く危険であるため、ガソリンスタンドの県道五箇荘八日市線側出入口は、中小路集落側から入れないように出口のみとし、中小路集落側への右折を防ぐため県道車線の中央にポールを設置することを要望する。
- (36) 開発許可申請の時には、市道中小路川原線および県道五箇荘八日市線へは、車両が行かないようにすると言っていた。今回の建物配置図によれば、県道五箇荘八日市線側が出入口となっているが、これでは、これらの路線を通じた入出店もできてしまう。ここは、出口のみとし、事故の元である右折出店ができないよう、道路の中央にポールを設置するよう要望する。
- (37) NEXCO、東近江市および県は、設置者と共に周辺道路の拡幅(市道中小路川原線狭隘部等)や愛知川左岸道路等周辺市道、県道および国道の整備に早急に取り組んでもらいたい。周辺の迂回道路の整備が渋滞対策に最も効果的と思われるため、県議会とも協力をして従来計画の変更も行い、早急な整備を進めてもらいたい。
- (38) 地域住民の生活への影響を最小限にするため、コストコが会員制店舗であることを活用し、インターネット等を利用した来店予約およびポイント付与による利用客数のコントロールならびに駐車場の回転を促すための時間

- 制の駐車料金の徴収システムの導入を要望する。
- (39) 会員制を利用し、来店予約制、会員番号による曜日毎の規制等により客数をコントロールしてもらいたい。駐車料金の有料制等による滞在時間の短縮により回転を速くしてもらいたい。
- (40) 現在、多くのレジャー施設および飲食店がWEBシステムを活用し、スマホ等の予約による利用受付を行っている。これらは、来店客、従業員共に快適に店舗を運営していける方法であると考え。コストコが大企業として、近隣住民および来店客に不快な思いをさせずに快適な環境で営業することを重要と考えているなら、是非とも実施すべきである。渋滞が起きている京都八幡倉庫店等の他店舗でも、渋滞を緩和できる最善の方法である。開店までにシステムを開発し、利用予約が早い人ほどポイントを多く付与する等の方法を導入して、渋滞が起きないようにすることを要望する。
- (41) 設置者は、利用客の平均滞在時間を90分と答えているが、実際はもっと長いのではないか。店内を見て回ることのほかに、購入した商品を車内で食べるという利用をしているとの情報もあり、2時間以上滞在すると考えられる。データは全て設置者が把握しているため、私たちは検証することもできない。
- (42) 午前7時から開業するガソリンスタンドのすぐ近くには、通勤時間に事故が発生する中小路北交差点がある。ガソリン代の高騰の状況を見ると、利用客が殺到することが想定されるため、渋滞に拍車がかかる。オープン時の渋滞が落ち着くまでは、ガソリンスタンドの営業を延期することを要望する。
- (43) ガソリンスタンドは、中小路北交差点にあまりにも近い。岐阜羽島倉庫店を平日金曜日に訪れた時、お昼の12時台でも、店舗駐車場の5、6箇所はある出入口から、車両が四方八方からスタンドに押し寄せ、列をなしていた。設置者の計画書によれば、ガソリンスタンドの出入口は、2箇所しかなく、交差点にあまりにも近いので、車両が動けずに交差点内に残ってしまい、渋滞に拍車をかける。
- (44) 東近江倉庫店のインター側の市道中小路妙法寺線と市道中小路川原線は、御園小学校の児童約300人が利用する通学路であり、玉園中学生も自転車通学で利用している。通学路の安全確保のためのガードレールの設置および通学路にあたる生活道路への来店車両の侵入を防止するための利用客のマナー任せではない対策を要望する。また、繁忙期の開店前からの来店車両は、設置者の案内通りの経路で来店する保証はない。休日には子どもも多く、開業日の多数の来客を考えると、対策の必要性を検討するのではなく、開業日には必ず、市道中小路川原線と市道中小路妙法寺線の交差点に誘導員の配置をするよう要望する。
- (45) 小学校通学路の一部変更および通学班編成変更の工夫を教育委員会主導で進めてもらいたい。安全確保のために歩道の整備された通学路が必要であるため、東近江市道路課との情報交換等、連携を深めてもらいたい。
- (46) 子どもたちの通学路が安全で安心な道になるようにしてもらいたい。
- (47) 市道中小路川原線は、抜け道として地元の人が通るとともに、来店客も通る可能性があるが、駐車場南の出口専用口から、開発道路を経て当該道路に出ることがあり得る。設置者は住民説明会で、通行止めの柵を設けると言っているが、東近江市によると市道寄贈後は、通行止めにはできないとのことである。また、同線に歩行者専用出入口の設置が説明されたが、同乗者を乗降させるために同線に車両が進入することが考えられる。同線は小中学生の通学路であり、住民要望に基づき注意喚起のポールが立てられたが、車は徐行していない。車両の増加および人命に関わる事故防止について、対策を考えてもらいたい。
- (48) 必ずガードマンの配置をお願いしたい。
- (49) 現在も事故が発生している中小路北交差点の信号機に、右折矢印信号の設置を要望する。
- (50) 県道湖東八日市線の愛知川左岸交差点に信号の設置を要望する。
- (51) 土日および繁忙期の渋滞ならびに渋滞の慢性化により自由な外出ができなくなるのではないかと、交通量の増加による事故の増加、小中学生の安全な登下校等に不安は尽きない。
- (52) 開発道路からの出口は、市道中小路川原線に出られないように、左折できないよう閉鎖し、同線からも進入できないよう同線から開発道路への入口を閉鎖すること、東近江市に寄贈される場合も同様に運用できるよう市と連携することおよび市所有では閉鎖できない場合は市への寄贈を行わないことを要望する。
- (53) 市道中小路川原線側の歩行者用出入口の設置は、路上駐車をして乗降する来店客の頻発につながり、同線の利用車両が増えるうえに、駐停車による事故や渋滞につながりかねない。少数の住民要望に左右されず、全体的な観点から、歩行者用出入口を設置しないよう要望する。
- (54) 住民説明会では、駐車場から来店車両が溢れた場合の誘導および来店車両が周辺道路を慢性的に利用した場合の誘導について具体的な説明がなく、店舗スタッフが決定後具体的な計画を立てるとのことであり、地元説明を要望しても必要がないとのことであった。この交通誘導計画こそ、周辺住民にとって重要な問題であり、最も知りたかったことである。よって、交通誘導計画の作成時から、地元の交通事情をよく知る住民組織、児童の安全を守っているスクールガード、PTA関係者、まちづくり協議会等を参加させることおよび開業前に周辺住民に

計画についての説明会を実施することを要望する。

- (55) 交通誘導計画について説明がなく、計画を立てる時期および内容が非公開であり、住民の不安は解消されない。審議会においては、書面による交通誘導計画の提出を求め、内容について十分審議されること、ならびに計画作成に対する住民参加および住民への計画の説明について審議会として意見を付すことを要望する。
- (56) カーナビを使用して細い道に来る他地域からの車両および渋滞を避ける地元の車両の生活道路への侵入等により交通事故が増えることが危惧される。会員登録時、ホームページ等で来店経路を周知するといった設置者の対策では、利用者のモラル任せの対策となるため、駐車場の増設等の抜本的な対策を要望する。
- (57) 出店予定地はインターからの距離があまりに短く、周囲の道路はインターからの直進の道以外は道幅が全て狭いままである。市道中小路川原線は、県道五個荘八日市線から交差点に向かって、狭隘な箇所が何箇所もある。市道中小路妙法寺線は、狭いうえに御園小学校の児童が横断する。県道五個荘八日市線も車両が対向できないほど道幅の狭い区間があり、死亡事故も起きている。東近江倉庫店への来店車両が押し寄せれば、事故等を避けるためにこれらの生活道路へ侵入しようとする車両が溢れることになる。
- (58) 市道中小路川原線や県道五個荘八日市線方面に来店車両を入れないようにする方法について、設置者側は「その道を利用しないよう案内する」と答えているが、来店車両の動線を規制できないことは明白である。利用者には「誘導員の案内どおり動く人はほとんどいない」と言う人もいる。
- (59) 岐阜羽島倉庫店と比較をされるが、同店舗は周辺に学校、病院および住宅地がなく、道路も十分な道幅がある。京都八幡倉庫店は周辺に商業施設や住宅地があり、10年以上渋滞が解消されていない。人口規模ではなく、出店地域それぞれの事情をよく考慮して、少しでも地域の環境に与える影響を少なくする努力および対策をするべきである。
- (60) 病院、休日診療所、介護施設、障害者の就労施設、幼稚園、小学校、中学校および学童保育所等住民の生活に欠かせない教育、医療および福祉の施設が数多くあり、複数の大企業もある。審議会でも、当然この御園地域の特徴をよく勘案してもらいたい。
- (61) 地域との連携について届出書に記載があるが、防犯のみでなく、交通渋滞、騒音、ごみ問題等生活環境全般について、具体的にどのように関係を作っていくつもりなのか。東近江市、県各機関、御園地区自治連合会およびまちづくり協議会等の住民団体と、今後のまちづくりおよび快適な生活環境を維持するための協議会等を開店前から設置し、開店後も定期的に環境および地域の問題を話し合う協議会等を設置することを提案する。
- (62) せめて1年に1回でも、東近江市、設置者、自治連合会、まちづくり協議会等と意見交換をし、問題が発生した際の対応を話し合う協議体を作って対応するよう、県として市、設置者およびまちづくり協議会へ指導してもらいたい。
- (63) 設置者が、課題解決のために、周辺自治会、市、県、警察等の関係機関で定期的に協議できる機関を設置することを要望する。
- (64) 京都八幡倉庫店では、新聞報道があるまで、深刻な渋滞に係る住民からの苦情への対応が改善せず、現在も渋滞対策は十分ではない状況である。このような対応にならないように、誘致した東近江市には、住民の苦情および要望の伝達および解決を行うための、関係機関が総合的に連携した窓口を設置し、住民の不安解消に努めることを要望する。
- (65) 東近江市および近隣自治会等に対して、地域住民に誠実に対応するために「地域住民の生活への影響を最小限に抑えるための対策を取る」「地域の生活環境への影響が出た場合は、その解消のため実効ある対策を速やかに実施する」という誓約書または覚書を、設置者が締結するよう要望する。
- (66) 渋滞が起こると予測される日の会員ポイントを事前告知により引き下げるなど、抑制対策を具体的に実行するよう、県および市との協定を事前に締結しておくことを要望する。
- (67) 誘致した東近江市は、「開店当初、春の大型連休および年末は多少混雑するかもしれないが、日常的には市民生活に影響を及ぼすことはない」と、調査からみている」として、住民の不安に応えようとしていない。市には、立地地域の将来の土地利用を踏まえて、渋滞を起ささないインフラ整備を行うなど、開店前に抜本的な対策を取る責任があると考えられる。
- (68) 住民からは、誘致より周辺道路のインフラ整備が先という声および道路整備の提案が多くあったと聞いている。現状は、歩道、右折溜まり等を設置しているのみで、他には何の変化もない。道路拡幅および整備についての責任は、県およびNEXCOではなく、市の発展のためとしてコストコを誘致した東近江市にある。市または設置者が、市道、県道および高速道路の整備費用を負担し、高速道路および周辺道路に渋滞が起きないように整備するべきである。亀山市は、渋滞緩和のための道路整備を進めることを決定した結果か、今もってコストコ出店予定地の整備は行われていない。東近江市は、その姿勢を見習うべきである。東近江市長は、地域の懇談会で、東

近江倉庫店が迷惑施設にならないようにしたいと発言したと聞いており、それならば設置者と協議し、それを実現すべく少しでも道路インフラを整備すべきである。市道中小路川原線の拡幅および愛知川左岸道路の整備も必要である。高速道路出口付近については、出入口の増設および信号を経ずに左折する左折レーンの設置等の対策を、東近江市および設置者による経費負担で実施することを要望する。市道中小路妙法寺線は、通学路であるため、市および設置者による経費負担で交差点にアンダーパスおよび信号の設置をすること、できない場合は、交通誘導員を配置する等の対策を要望する。また、県道湖東八日市線の中小路北交差点の信号に右折矢印を設置することおよび愛知川左岸交差点に信号を設置することを要望する。早急な道路整備ならびに児童生徒および高齢者の安全確保を要望する。

- (69) 審議会の意見および見解が、県、東近江市の行政課題として認識されることを願っている。
- (70) 生活道路への侵入、交通事故の増加等、日常生活に支障が出た場合の補償について、設置者は、回答できないとしている。これらの支障が出ないように、開店前から十分な対策が取られることが必要と考える。現地視察により、立地地域の状況を確認し、審議内容に反映してもらうよう審議会に対し要望する。
- (71) 縦覧資料、テレビの映像等では、周辺の狭隘な道路環境が伝わらないのではないかと思う。是非とも、現地の状況を審議会で視察してもらうよう要望する。
- (72) ガイドラインによる事前届出時には、設置者、県警、県土木、東近江市等の関係者の検討対策会議が開かれ、高架およびアンダーパスでの入店も検討されている。しかし、インターからの客数変更後には、会議が開催されていない。関係者の検討対策会議を求めるべきではないか。
- (73) 署名および住民アンケートに寄せられた声は、多くはないかもしれないが、切実で率直な意見であると思う。審議会の委員に対し、交通渋滞等の生活への影響ができるだけ出ないように、設置者への確かな意見を付してもらうよう切に要望する。
- (74) 渋滞対策として、駐車場の増設、来店客の制限(アプリ等での予約)、駐車料金の導入等できるだけ対策をするように審議会から指導してもらいたい。また、市、県およびNEXCOにも、道路インフラの整備をもっと行うように審議会から指導してもらいたい。
- (75) 設置者および東近江市が、追加の対策またはメンテナンスを必要とする渋滞はどのような状態と想定しているのか明確ではないため、審議会で確認し、意見として公開してもらいたい。
- (76) 予定地から徒歩5分程度に居住する住民の多くが、早く開店してほしいという意見であり、できるだけ早く開店してもらいたい。
- (77) 地元のまちづくり協議会および自治連合会の危機管理への対応力が弱いため、研修機会を充実する等、地方自治の担い手育成のプログラムを早期に強化してほしい。
- (78) 夜間の騒音の原因となる車両の集場所とならないよう、必ず駐車場出入口をバイクも通れないように閉場するよう要望する。
- (79) 交通の混雑が懸念されると言っているグループがあるが、例えば私が利用している岐阜羽島倉庫店の場合と比べると、岐阜羽島インター出口から300mに位置している同店舗の駐車場まで混雑したことを経験したことはない。どのような調査をしているのか知りたい。

第3 意見の縦覧場所および縦覧期間

1 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号

2 縦覧期間 令和6年3月1日から令和6年4月1日まで

令和6年二級建築士試験実施公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和6年二級建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した滋賀県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)が行います。

令和6年3月1日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験期日および時間

期 日	時 間	科 目 名
		学科 I (建築計画)

令和6年7月7日(日)	10:10~13:10(3時間)	学科Ⅱ(建築法規)
	14:20~17:20(3時間)	学科Ⅲ(建築構造) 学科Ⅳ(建築施工)
令和6年9月15日(日)	11:00~16:00(5時間)	設計製図の試験

2 試験地

- (1) 学科の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス)カラーニングハウスⅠ 草津市野路東1-1-1
- (2) 設計製図の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス)カラーニングハウスⅠ 草津市野路東1-1-1

3 受験資格(建築士法第15条)

建築士法 第15条	建築に関する学歴等
第1号	大学(短期大学を含む。)、高等専門学校および高等学校において、指定科目を修めて卒業した者
第2号	その他知事が特に認める者
	建築設備士
第3号	建築実務の経験を7年以上有する者

詳しくは、令和元年国土交通省告示第753号および令和2年滋賀県告示第67号に定めるところによります。

4 受験申込手続 新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとします。

- (1) 受験申込みの受付期間および受付時間
 - ア 受付期間 令和6年4月1日(月)から令和6年4月15日(月)まで
 - イ 受付時間 受付開始日の10時から受付終了日の16時まで
- (2) 受験申込みの方法 センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力の上、申し込んでください。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)には、令和6年4月8日(月)までにセンター本部に申し出てください。

5 「学科の試験」の免除の申請 「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、センターのホームページにおいて、令和2年から令和5年までのいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行ってください。

6 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。)については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和6年6月21日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和6年8月26日(月)頃から、受験有資格者にマイページ(※)において交付します。(※インターネットによる受験申込手続完了後から利用することができる受験者専用のウェブサイト(センターのホームページにリンクが設けられます。))

なお、インターネットによる受験申込みが行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和6年6月21日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和6年8月26日(月)頃から受験有資格者に発送します。

7 合格者の発表および合否の通知

	合格者の発表日	合格者の発表方法
学科の試験	令和6年8月26日(月)(予定)	・滋賀県土木交通部建築課前掲示板に掲示
設計製図の試験	令和6年12月5日(木)(予定)	・滋賀県公報で公告 ・滋賀県庁正面掲示板に掲示

受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、不合格者には、試験の成績を併せて通知します。ただし、欠席者(「学科の試験」においては一部の科目欠席者を含む。)には、通知しません。

「学科の試験」および「設計製図の試験」の合格者の番号は、センターのホームページに公表されます。

なお、試験結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができます。

(1) 期間

- ア 学科の試験 令和6年8月26日(月)から令和6年9月25日(水)まで(予定)
- イ 設計製図の試験 令和6年12月5日(木)から令和6年12月27日(金)まで(予定)

(2) 時間 9時から17時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 場所 滋賀県土木交通部建築課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階

(4) 持参するもの 令和6年二級建築士試験受験票および運転免許証等の書類(顔写真入りの本人であることが確

認できる書類)

(5) 開示する内容

- ア 学科の試験 各科目の得点
- イ 設計製図の試験 採点結果の区分(ランク)

(6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限ります。また、電話での問合せには、一切応じません。

8 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示します。

9 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、令和6年6月12日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表します。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。
- (3) 問合せ先

公益財団法人建築技術教育普及センター本部 電話 050-3033-3822 (二級・木造建築士試験専用ダイヤル)
 公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部 電話 06-6942-2214
 公益社団法人滋賀県建築士会 電話 077-522-1615
 滋賀県土木交通部建築課 電話 077-528-4251

令和6年木造建築士試験実施公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和6年木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した滋賀県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)が行います。

令和6年3月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 試験期日および時間

期 日	時 間	科 目 名
令和6年7月28日(日)	10:10~13:10(3時間)	学科Ⅰ(建築計画) 学科Ⅱ(建築法規)
	14:20~17:20(3時間)	学科Ⅲ(建築構造) 学科Ⅳ(建築施工)
令和6年10月13日(日)	11:00~16:00(5時間)	設計製図の試験

2 試験地

- (1) 学科の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス)カラーニングハウスⅠ 草津市野路東1-1-1
- (2) 設計製図の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス)カラーニングハウスⅠ 草津市野路東1-1-1

3 受験資格(建築士法第15条)

建築士法 第15条	建 築 に 関 す る 学 歴 等
第1号	大学(短期大学を含む。)、高等専門学校および高等学校において、指定科目を修めて卒業した者
第2号	その他知事が特に認める者
	建築設備士
第3号	建築実務の経験を7年以上有する者

詳しくは、令和元年国土交通省告示第753号および令和2年滋賀県告示第67号に定めるところによります。

4 受験申込手続 新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとします。

(1) 受験申込みの受付期間および受付時間

- ア 受付期間 令和6年4月1日(月)から令和6年4月15日(月)まで
- イ 受付時間 受付開始日の10時から受付終了日の16時まで

(2) 受験申込みの方法 センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力の上、申し込んでください。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)には、令和6年4月8日(月)までにセンター本部に申し出てください。

5 「学科の試験」の免除の申請 「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、センターのホームページにおいて、令和2年から令和5年までのいずれかの年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行ってください。

6 受験票の交付等 受験票（受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。）については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和6年6月21日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和6年9月26日(木)頃から、受験有資格者にマイページ（※）において交付します。（※インターネットによる受験申込手続完了後から利用することができる受験者専用のウェブサイト（センターのホームページにリンクが設けられます。））
 なお、インターネットによる受験申込みが行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和6年6月21日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和6年9月26日(木)頃から受験有資格者に発送します。

7 合格者の発表および合否の通知

	合格者の発表日	合格者の発表方法
学科の試験	令和6年8月26日(月) (予定)	・滋賀県土木交通部建築課前掲示板に掲示
設計製図の試験	令和6年12月5日(木) (予定)	・滋賀県公報で公告 ・滋賀県庁正面掲示板に掲示

受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、不合格者には、試験の成績を併せて通知します。ただし、欠席者（「学科の試験」においては一部の科目欠席者を含む。）には、通知しません。

「学科の試験」および「設計製図の試験」の合格者の番号は、センターのホームページに公表されます。

なお、試験結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができます。

(1) 期間

ア 学科の試験 令和6年8月26日(月)から令和6年9月25日(水)まで (予定)

イ 設計製図の試験 令和6年12月5日(木)から令和6年12月27日(金)まで (予定)

(2) 時間 9時から17時まで（正午から13時までを除く。）

(3) 場所 滋賀県土木交通部建築課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階

(4) 持参するもの 令和6年木造建築士試験受験票および運転免許証等の書類（顔写真入りの本人であることが確認できる書類）

(5) 開示する内容

ア 学科の試験 各科目の得点

イ 設計製図の試験 採点結果の区分（ランク）

(6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限ります。また、電話での問合せには、一切応じません。

8 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示します。

9 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和6年6月12日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表します。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。

(3) 問合せ先

公益財団法人建築技術教育普及センター本部 電話 050-3033-3822（二級・木造建築士試験専用ダイヤル）

公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部 電話 06-6942-2214

公益社団法人滋賀県建築士会 電話 077-522-1615

滋賀県土木交通部建築課 電話 077-528-4251

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年3月1日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ユアシス豊郷	犬上郡豊郷町吉田1480-7	株式会社ベストケア 代表取締役 藤井清彦	近江八幡市安土町内野1145	通所介護	2571800297	令和6.1.31

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年3月1日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーション ヒューマン・ケア長浜	長浜市田町140番地	株式会社名学館ホールディングス 代表取締役 佐藤剛司	愛知県名古屋 市昭和区隼人町6番地10 Meigaku kan Hills 1F	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.3.1	2560390300

県税事務所公告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和6年3月1日

滋賀県中部県税事務所長 田中佳子

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第0400044号	令和6.3.31	近江八幡市安土町大中55 株式会社 下澤牧場	令和6.2.6
農業	滋賀県 第9265659号	令和6.3.31	近江八幡市池田本町578 田中正之	令和6.2.8
農業	滋賀県 第9296368号	令和6.3.31	近江八幡市池田本町771番地 農事組合法人いけだファーム六四喜	令和6.2.8

労働委員会告示

滋賀県労働委員会告示第2号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条および労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条の規定に基づき、滋賀県労働委員会あっせん員候補者の氏名等を次のとおり公示する。

令和6年3月1日

滋賀県労働委員会会長 吉田和宏

氏名	現職	委嘱年月日
吉田和宏	滋賀県労働委員会委員 弁護士	平成13.4.2
土井裕明	滋賀県労働委員会委員 弁護士	平成21.4.1
中岡研二	滋賀県労働委員会委員 特定社会保険労務士	平成22.11.26
奥田香子	滋賀県労働委員会委員 近畿大学法学部教授	平成23.4.1
中睦	滋賀県労働委員会委員 弁護士	平成31.4.1
白崎直樹	滋賀県労働委員会委員 江若交通労働組合 執行委員長	平成22.11.26
池内正博	滋賀県労働委員会委員 日本労働組合総連合会滋賀県連合会 事務局長	平成28.11.11
大西省三	滋賀県労働委員会委員 UAゼンセン滋賀県支部 支部長	令和2.4.10
白木宏司	滋賀県労働委員会委員 日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長	令和2.10.9
榎並典朗	滋賀県労働委員会委員 ヤンマー労働組合 中央副執行委員長	令和6.2.9
北川鉄樹	滋賀県労働委員会委員 一般社団法人滋賀経済産業協会 顧問	平成25.4.1
寺田美弥子	滋賀県労働委員会委員 元一般財団法人近畿健康管理センター 理事 会長	令和3.4.1
中作佳正	滋賀県労働委員会委員 株式会社ナカサク 代表取締役社長	令和3.4.1
緒方章宏	滋賀県労働委員会委員 東レ株式会社滋賀事業場 事務部長	令和5.11.13
川西民雄	滋賀県労働委員会委員 一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事	令和6.1.12
小川好成	滋賀県労働委員会事務局長	令和4.4.8
森俊彦	滋賀県労働委員会事務局次長	平成30.4.13

